相続により貯金をお受け取りになられたお客様へ

相続定期貯金

期間1年
定期貯金

0.10%

でお預かりいたします。

相続された貯金とあなたの
貯金（新規資金に限る）をまとめて
特別金利でお預かりいたします。

預入金額50万円以上

ご利用いただける方	お亡くなりになった方が当JAにお預けしていた貯金を当JA所定の相続手続により相続された方
お取扱商品	預入期間1年の定期貯金（自動継続）
特別金利	年0.10%　※預入金額50万円以上
ご利用条件	（1）お亡くなりになった方が当JAにお預けしていた貯金 （2）当JAに新規にお預けになる貯金 ①　新規にお預けになる貯金であれば、お亡くなりになった方の相続貯金に限らず、相続された方ご本人の貯金も対象となります。 ②　相続された方が当JAにお預け中の他金融商品（普通貯金を含む）からの預け替えは対象外です。
継続時取扱	継続後は店頭基準金利が適用されます。
制限事項	相続手続き完了後6カ月以内に限ります。

詳しくはお近くの支店窓口にお問い合わせください。

本店営業　☎：２３－８６１１　五井支店　☎：２１－０１７１　月崎支店　☎：９６－０００３
三和支店　☎：３６－１３３１　市津支店　☎：７４－２１１１　姉崎支店　☎：６１－００７３
八幡支店　☎：４１－０６５５　南総支店　☎：９２－１２４１

JA市原市